

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南幌町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

南幌町長

## 公表日

令和7年9月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①国民健康保険被保険者資格の管理</li><li>②国民健康保険被保険者に係わる証明書の発行</li><li>③国民健康保険被保険者台帳の照会</li><li>④国民健康保険被保険者を対象とした保健事業</li><li>⑤国民健康保険給付</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>①Reams.Net(国民健康保険資格)</li><li>②Reams.Net(国民健康保険税)</li><li>③団体内統合利用番号連携サーバー</li><li>④中間サーバー</li><li>⑤国保情報集約システム</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険資格ファイル (1)国民健康保険税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項)  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務」が含まれる項(69、70、71の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課長
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南幌町役場 住民課 069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 011-398-7037

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南幌町役場 住民課 069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 011-398-7037
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各作業等においては、複数人による確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス可能な職員については、パスワード認証により限定している。また、人事異動等による担当者変更の際は、速やかに権限の変更を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	システムの名称		⑤国保情報集約システム	事前	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 柏木 英昭	住民課長 小林 史典	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 小林 史典	住民課長	事後	
令和6年4月1日	評価書名	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和6年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	国民健康保険税	国民健康保険	事前	
令和6年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑤国民健康保険給付(追加)	事前	
令和7年9月8日	I-3法令上の根拠	別表第一の30の項	別表の44の項	事後	
令和7年9月8日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、58、62、80、87、93、106の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項)  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務」が含まれる項(69、70、71の項)	事後	
令和7年9月8日	I-7請求先、8連絡先	011-378-2121	011-398-7037	事後	
令和7年9月8日	II-1、2時点	令和2年5月25日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月8日	IVリスク対策	8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	9. 監査 10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の改正による項目変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月8日	IVリスク対策		8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式の改正による項目追加